

平成21年11月27日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福-691）」の一部を下記のとおり改正したので、平成22年4月1日以降は、これによってください。

記

第19条及び第20条関係第8項中「規則第19条第1項前段」を「第19条第1項前段」に、「規則第20条」を「第20条」に、「規則第19条第1項後段」を「第19条第1項後段」に改め、同項を同関係第11項とし、同関係第4項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、同関係第3項中「第20条第2項」を「第20条第2項第2号」に改め、同項を同関係第6項とし、同関係第2項の次に次の3項を加える。

3 第20条第2項第1号の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員とする。

(1) 第1項(1)及び(2)に掲げる非常勤職員

(2) 日々雇い入れられる非常勤職員のうち勤務日1日当たりの勤務時間が常

勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているもの又は日々雇い入れられる非常勤職員以外の非常勤職員のうち1週間当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているものであって、6月以上継続勤務しているもの（(1)に掲げるものを除く。）

4 各省各庁の長は、日々雇い入れられる非常勤職員のうち勤務日1日当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているもの又は日々雇い入れられる非常勤職員以外の非常勤職員のうち1週間当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているものであって、6月以上継続勤務していないもの（第1項(1)及び(2)に掲げるものを除き、6月以上の任用予定期間又は任期が定められているものに限る。）に対して、一般定期健康診断の例により、健康診断を行うよう努めるものとする。

5 前2項の「継続勤務」とは、原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務をいう。

第22条関係第1項(2)中「、日本郵政公社の職員」を削る。

第24条の2関係第1項(1)中「肥満度」を「腹囲の検査又は肥満度」に改め、同項(4)中「血清総コレステロール検査、高比重リポ^{たん}蛋白コレステロール検査」を「低比重リポ^{たん}蛋白コレステロール検査（以下「LDLコレステロール検査」という。）」、高比重リポ^{たん}蛋白コレステロール検査」に改める。

第25条関係第1項(5)スを次のように改める。

ス LDLコレステロール検査（ハの検査を除く。）

第25条関係第1項(5)ハ中「血清総コレステロール検査」を「LDLコレステロール検査」に改め、同項(7)中「第19条及び第20条関係第4項(3)」を「第19条及び第20条関係第7項(3)」に改める。

別表第4第11項(6)中「血清総コレステロール検査」を「LDLコレステロー

